

| | |
|----------|---------------|
| 氏名 | 三宅康成 |
| 学位(専攻分野) | 博士(農学) |
| 学位記番号 | 論農博第2296号 |
| 学位授与の日付 | 平成12年3月23日 |
| 学位授与の要件 | 学位規則第4条第2項該当 |
| 学位論文題目 | 市民農園の整備に関する研究 |

論文調査委員 (主査) 教授 高橋 強 教授 小林慎太郎 教授 祖田 修

論文内容の要旨

本論文は、開設者、利用者、地権者の視点から市民農園の実態ならびに農園に対する評価、意向を把握し、市民農園の抱える課題を明らかにするとともに、今後の市民農園整備のあり方について考究したものである。

第1章では、市民農園の成立の経緯と現在に至るまでの開設状況をまとめ、関連する法制度の整備状況を概観するとともに、市民農園の整備を進めるうえでの法制度上の課題をとりまとめた。

第2章は開設者からのアプローチである。開設者として現在最も高い割合を占めている地方自治体を取りあげ、アンケート調査をもとに市民農園の開設実態と農園開設に関する意向を把握し、将来の展望を検討した。分析の結果、①都市地域の農園の規模は小さく施設整備水準も低いこと、②農村地域で規模の拡大化、施設高度化の傾向が見られること、③現状では施設改善の可能性は低いこと、④今後の開設意向は都市地域で強いが、農村地域でも検討されていること、⑤農村地域でも農村活性化のための施設として評価されているが、利用者のニーズなどの確かな情報が必要とされていることなどが明らかとなった。

第3章では、利用者の立場から利用の実態と市民農園に対する評価を把握したもので、農園の利用特性と評価特性に関して次の知見が得られた。①農園の継続利用の割合は高く、定着性がある。②農園の利用回数は、職業従事者と無職者で差があり、無職者の利用頻度が高い。③農園までの距離、交通手段と利用回数とは密接に関わっている。④全体的に利用者の農園に対する評価は高いが、詳細に見ると、栽培指導、交流、土地の肥沃度などで評価が低いものもみられる。⑤満足度に影響を与える要因として、長時間滞在の可否、農園までの距離、契約期間、区画面積が挙げられる。特に長時間滞在できる場としての欲求が強く、休憩施設の設置が重要である。

第4章では、市民農園用地を提供する地権者へのインタビューをもとに意向把握を行った。我が国の土地所有は私有制を基礎として成立しているので、農園用地も私有農地に依存せざるを得ず、地権者の協力なくしては農園が成り立たない状況である。調査の結果、①地権者は自宅から遠い農地を農園にあてる傾向があること、②農園の経営状況は、区域指定に大きく左右され、傾向として市街化区域内の宅地化農地で赤字経営となっていること、③地権者の農地保有意識は強く、農園は農地を保持するには都合の良い手段と評価されているが、次世代以降の存続を保証するものではないこと、④相続税などの税金面の優遇措置が農園の存続や質的向上に有効であること、等が明らかとなった。

第5章では、市民農園の一つの形態として高齢者を対象とした農園に焦点をあてた。高齢者の年齢特性から、利用に最も影響を与えると考えられる農園までの距離に着目して、利用実態と農園に対する意識を捉えた。結果は次のように要約できる。①農園の利用圏は平均1.3 kmで、1 km以下の農園が半数以上を占める。②高齢者人口が多いにもかかわらず、農園が存在していない地域があり、これが利用圏拡大の原因となっている。③農園までの距離が利用回数や滞在時間に影響を与えている。④1 km以内が利用者の評価の高い距離である。以上の結果を踏まえて、利用距離を小さく抑えるための農園の再配置や新規農園の開設に関してシミュレーションを行い、今後の改善方向を示唆した。

第6章では、5章までに明らかとなった農園の現状や開設者、利用者、地権者の意向を踏まえて、農園の類型化を行い、類型に応じた整備課題を検討した。まず、農園を立地条件、土地利用法規制、利用者の居住地の3条件によって、都市型、

都市近郊型、農村型 I, II, III の 5 類型に分類し、各類型ごとに施設を中心とした整備水準を具体的に提案するとともに、段階的な整備の考え方の必要性を提言した。

論文審査の結果の要旨

我が国では、国民の自然への欲求や価値観の変化により、市民農園に対するニーズは次第に高まりを見せ、それに伴い開設数も年々増加の一途をたどっている。ところが、1990年に市民農園整備促進法が制定され、市民農園整備に一応の法的根拠が与えられたとはいえ、整備にあたっての考え方も十分に確立されているとは言えず、開設されている現実の市民農園にも多くの問題が残されている。本論文は、国民のレクリエーション施設として定着しつつある市民農園を対象として、詳細な実態分析をもとに整備のあり方を示したものであり、評価すべき点は次のとおりである。

第1に、市民農園に関わる3者（開設者、利用者、地権者）の立場から詳細に実態を把握し、整備課題を検討した点である。我が国の市民農園は、一般的に開設者（主として自治体）が農地を地権者から借り受け、利用者に貸し付ける形態をとっている。従って、これら3者の市民農園に対する取り組み方や考え方が将来の市民農園の展開を左右するため、3者の立場から総合的に市民農園を捉えた点は評価できる。分析の結果、開設者の立場からは、立地条件により整備の実態や整備意向が異なること、利用者の立場からは、利用距離や長時間滞在の可否、契約期間等が農園の評価に関係していること、また、地権者の立場からは、農地保有のための農園利用の意識が強く、相続税等に対する負担の問題が市民農園の継続性に大きく関係していることを明らかにした。

第2に、市民農園の一形態であり、今後の高齢化の進行とともに重要な位置づけを持つと考えられる高齢者農園を対象として、その現状と課題を明らかにした。利用距離については、1 km 以内が利用者の評価が高いこと、利用距離が利用回数や滞在時間に影響していること等、利用距離に関する知見を得るとともに、利用距離を小さく抑えるための新規農園開設のシミュレーションを行い、今後の改善方向を示唆した。

第3に、以上の結果に基づいて、立地条件、土地利用法規制、利用者の居住地の3条件を用いて市民農園の類型分けを行い、農園整備の考え方と類型毎の具体的な整備水準を提案した。

以上のように、本論文は、我が国の市民農園の現状を整理し、整備のあり方について新たな知見を示したもので、農村整備の実際と農村計画学、地域計画学の発展に寄与するところが大きい。

よって、本論文は博士（農学）の学位論文として価値あるものと認める。

なお、平成12年1月18日、論文並びにそれに関連した分野にわたり試問した結果、博士（農学）の学位を授与される学力が十分あるものと認めた。